

日本政策金融公庫による
原子力分野における先進国向け投資金融について

平成20年9月2日
資源エネルギー庁
原子力政策課

1. 米国等における原子力市場の動向

- 米国、英国等の先進国では、地球温暖化対策及びエネルギー安全保障の観点から、原発の建設に向けた動きが加速。
- 米国では、30年ぶりの原発の新規建設に向け、現在30基以上の建設計画あり。米国は世界最大の開かれた原子力市場。
- しかし、金融界は原子力特有のリスクを測りかねており、米国電力会社等の資金調達为建设実現の大きな壁となっている。
- 米国等の先進国において原子力発電所の建設が進むことは、世界で温暖化対策を推進していく観点からも重要。

2. 我が国の原子炉メーカーの課題

- 日本の原子炉メーカーは、これまでの国内建設を通じて高い技術力を保有。
- 世界的な原子力回帰の中で、日本メーカーに対する期待は大きい。
- 一方、今後、国内の原発建設市場の低迷が見込まれることから、我が国の技術をいかした原子力産業の国際展開が進むことが、原子力産業の競争力の維持・向上のために重要。
- 原子力発電は、「技術力でエネルギーを確保する」との側面があることから、競争力の維持・向上は、エネルギー安全保障の観点からも重要となる。

3. 日米間の政策協調

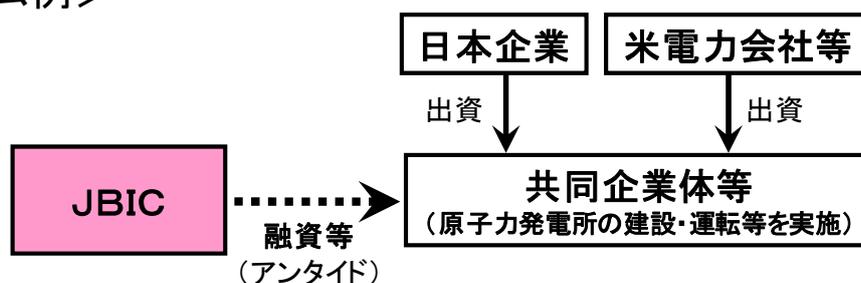
- 日米間の原子力協力の枠組みの中で、米国での原発建設を支援する日米間の政策協調を進めているところ。
- 米国政府は原発建設支援策として融資保証を実施する方針だが、予算枠に制約があり支援策として不十分（2年間で約2兆円。）。このため、米国政府は、JBICの融資など日本の公的金融機関の協力を期待。
- 6月7日、青森において甘利経済産業大臣（当時）とボドマン米国エネルギー省長官が会談し、日米協力の一環としてJBICの融資を検討する旨の共同声明を発出した。

4. 日本政策金融公庫の先進国向け投資金融の実施

- 今年10月に発足する日本政策金融公庫では、先進国向けの金融は原則行わないこととなっているが、国際競争力向上のため必要な場合は、政令を制定することにより、先進国向け投資金融は可能（注）。
- 8月26日、政令が閣議決定され、原子力発電に関する事業については、先進国向け投資金融が可能となった。

（注）投資金融・・・プロジェクトに日本企業が出資することを条件に、当該プロジェクトに融資や債務保証を行うこと。

<スキーム例>



J B I Cからの先進国向けファイナンスについて

国際協力銀行（J B I C）の業務は、平成20年10月より、新たに設立される株式会社日本政策金融公庫に移管される。株式会社日本政策金融公庫法では、先進国向けファイナンスについては、以下の規定となっている。

1. 輸出金融

- 外国法人向けマッチング融資の場合を除き、先進国向けは廃止。

2. 投資金融

- 重要な資源の開発及び取得を除き、先進国向けは原則廃止。
- 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があるときは、政令で定めた上で実施可能。

別表第三（第十一条関係） 備考（8）（13）《株式会社日本政策金融公庫法より抜粋》

（8） 第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）は、開発途上地域において行われる事業に係るものに限り、行うことができる。

（13） （8）の規定にかかわらず、開発途上地域以外の地域における事業に関して、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第三号に掲げる業務のうち当該事業に係るものを行うことができる。

3. 先進国向け投資金融の特例

- 原子力発電に関する事業については、先進国向け投資金融を可能とする政令が制定された。

《株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令より抜粋》

（開発途上地域以外の地域に関して行うことができる業務）

第十二条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、別表第三の備考(13)の規定により、同表第三号に掲げる業務のうち、開発途上地域以外の地域における原子力による発電に関する事業に係るものを行うことができる。